報告第１０号

　　　専決処分の報告について

　地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

　　令和７年１２月１０日提出

みよし市長　小　山　　　祐

記

専決第１１号　令和７年１１月２６日

専決第１１号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、下記のとおり処分した。

令和７年１１月２６日

みよし市長　小　山　　　祐

記

１　処分事項　　　　市が管理する道路において発生した事故の損害賠償の額の決定

２　損害賠償額　　　１２，０００円

３　事故内容

(1) 事故発生日　　令和７年１０月２７日（月）

(2) 事故発生場所　みよし市莇生町山ノ神前地内（市道打越黒笹１号線）

(3) 事故経過　　　上記地内において、市道を走行中の車両のタイヤが舗装破損により生じた穴に接触したことで、当該車両右側の前輪タイヤが損傷した。

４　相手方の損害の程度

車両右側の前輪タイヤの損傷

５　過失割合　　　　みよし市２０％、相手方８０％